

合意書

株式会社プロネットを甲（以下「甲」）、特定非営利活動法人 適格消費者団体 消費者機構日本を乙（以下「乙」）として、甲・乙は本日、両者間の建築工事請負契約約款の是正協議の結果が別紙（「甲・乙間の是正協議結果」）とおりであることを確認のうえ、下記事項につき合意した。

記

第1条 甲は消費者（注文者）との建築工事請負契約に際し、次の意思表示を行わない。

1. 甲の消費者（注文者）に対する本契約の目的物に関する瑕疵担保責任は、甲に故意・重過失がない場合、木造建物の場合は引き渡しから1年間、石造・金属造・コンクリート造その他これらに類する建物の場合は引き渡しから2年間とする。
2. 甲が正当な理由なくして本契約の目的物の工事の完成及び引き渡しを遅延した場合、消費者（注文者）は甲に対して、請負代金から出来形部分等および発注済みの材料相当額を控除した金額に対し日歩3銭の割合による遅延損害金しか請求できない。
3. 消費者（注文者）が本契約を解除した場合、甲は消費者（注文者）に対して、既に支出した費用とともに請負代金の20%の違約金を請求する。

第2条 1. 甲・乙は、乙が2012年4月10日付け「申入れ及び要請書」で申入れの対象とした「建築工事請負契約約款」及び同「建築工事請負契約約款」の内容が記載されたパンフレット、ホームページサイト等を破棄したことを確認する。（但し、管理・保存用は除く。）

2. 甲・乙は、甲が2012年6月下旬から別紙内容に添って改定した「建築工事請負契約約款」及び同「建築工事請負契約約款」の内容が記載されたパンフレット、ホームページサイト等を使用していることを確認する。

第3条 甲は、甲の従業員等に対し、従業員等が本合意書第1条1項乃至3項の意思表示を行わないように、また、それら定めが記載された契約書等を使用しないように、適切な研修、指導を行うなど、必要な措置をとるものとする。

第4条 甲が前掲第1条から第3条に違背したことが判明した場合は、甲・乙は次の処置をとるものとする。

1. 甲は消費者（注文者）に対して、別紙内容に添って改定した「建築工事請負契約約款」、パンフレットを交付する。
2. 甲は消費者（注文者）に対して、返金が必要な場合においては、速や

かに対処する。

3. 再発防止のため、甲は違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置に従業員等に周知する。
4. 乙は甲の違背行為について、乙のホームページに掲載して公表する。
5. 甲・乙は、必要に応じ、再発防止に向けて協議を行い、甲・乙合意の上、新たな合意書を締結する場合がある。

第5条 甲・乙は、本合意書に記載した以外、何らの事項についても合意していないことを確認する。

甲・乙は、本合意書面を2通作成のうえ、各書面に記名・押印のうえ、各自がそれぞれ一通を保管する。

2012年12月25日

甲 神奈川県横浜市西区平沼1-13-17 宮方ビル2階
株式会社プロネット
代表取締役社長 内海 満廣

乙 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
適格消費者団体・特定非営利活動法人
消費者機構日本
会 長 青山 侑
理事長 芳賀 唯史

別紙 甲・乙間の是正協議結果

	乙の申入れ及び要請事項	甲の回答及び建築工事請負契約約款の改定状況
申入れ事項 1	第 15 条 1 項は消費者契約法第 10 条により無効となるので削除を求めます。 第 15 条 (瑕疵担保責任等) 1. 乙は甲に対し、本契約の目的物の瑕疵につき第 13 条の引渡しの日から木造の建物については、1 年間、石造・金属造・コンクリート造およびこれらに類する建物、その他土地の工作物については 2 年間とする。ただし、その瑕疵が乙の故意または重大な過失によって生じたものであるときは 1 年を 5 年とし、2 年を 10 年の責任を負うものとします。	○当該条項は削除する。
申入れ事項 2	第 18 条 1 項は消費者契約法第 10 条により無効となるので削除を求めるとともに、乙が履行遅滞した際に甲に対して支払う遅延損害金を適正な条項を整備することを求めます。 第 18 条 (履行遅滞、遅延損害金) 1. 乙が正当な理由なくして工事の完成並びに本契約の目的物の引渡しを遅滞したときは、甲は乙に対し、請負代金から出来形部分等および発注済の材料に対する請負代金相当額を控除した金額について日歩 3 銭の割合による遅延損害金を請求できるものとします。	○下記条項に改定する。 第 20 条 (履行遅滞、遅延損害金) 1. 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に契約の目的物を引き渡すことができないときは、特約のない限り、甲は、請負代金に対し年 6 分の割合による遅延損害金を請求することができる。但し甲はその他遅延による特別必要とした仮住居費用等や収益を目的とする建築物については、その損失違約金を加えて別途請求できる。
申入れ事項 3	第 19 条 1 項 (I) は消費者契約法第 9 条 1 号により無効となるので削除を求めます。 第 19 条 (甲の解除権等) 1. (I) 第 5 条の着工日前において、甲が本項に基づいて本契約を解除した場合には、甲は乙が既に支出した費用を負担するとともに、乙に対し違約金として請負代金の 20%を支払うものとします。	○下記条項に改定する。 第 21 条 (甲の解除権等) 1. (1) 第 5 条の着工日以降において、甲が本項に基づいて本契約を解除した場合には、甲は乙に対して本契約の出来形部分等および発注済材料に対する請負代金を負担するものとします。

別紙 甲・乙間の是正協議結果

要請事項 1	下記に記載している建設業法第21条「契約の保証」の内容を貴社「約款」に新設することを要請します。 <建設業法第21条> 1項 建設工事の請負契約において請負代金の全部または一部の前金払をする定がなされたときは、注文者は、建設業者に対して前金払をする前に、保証人を立てることを請求することができる。 但し、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社の保証に係る工事又は政令で定める軽微な工事については、この限りではない。 第2項 前項の請求を受けた建設業者は、左の各号の一に規定する保証人を立てなければならない。 一 建設業者の債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金の支払の保証人 二 建設業者に代わって自らその工事を完成することを保証する他の建設業者 第3項 建設業者が第一項の規定により保証人を立てることを請求された場合において、これを立てないときは、注文者は、約定の定めにかかわらず、前金払をしないことができる。	○下記条項を新設する。 第14条（保証人） 1. 本契約において、乙から請負代金の全部または一部の前金払いをする旨の合意がなされたときは、甲は乙に対して前金払をする前に、保証人を立てることを請求することができる。 2. 甲から前項の請求を受けた場合、乙は下記の一に規定する保証人を立てなければならない。 (1) 乙の債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金の支払の保証人。 (2) 乙に代わって自らその工事を完成することを保証する他の建設業者。 3. 乙が第1項の規定により保証人を立てることを請求された場合において、これを立てないときは、甲は、約定の定めにかかわらず、前金払をしないことができる。
-------------------	---	--

別紙 甲・乙間の是正協議結果

要請事項 2	第13条の「検査」を「確認」とし、同条1項を、「乙が工事を完成したときは、本契約の目的物の引渡しに先立って、甲・乙が協議の上、甲が、工事の完成を確認する日を決定し、甲の立会いのもとに完成確認を行うものとします。」との条項に是正することを要請します。 また、上記に伴い、第14条第1項の「第13条の完成検査」を「第13条の完成確認」に、第14の2条1項の「第13条の検査に合格」を「第13条の確認によって不具合等が確認されなかった」に、修正してください。 第13条 (完成、検査) 1. 乙が工事を完成したときは、乙は本契約の目的物の引渡しに先立って甲に検査を行う日を指定し、甲の立会いのもと検査を行うものとします。なお、甲がこの検査に立ち会わなかったときは、乙の指定した検査の日をもって完成検査が完了したものと見なします。 第14条 (引き渡しの条件) 1. 第13条の完成検査の実施後、(以下略) 第14の2条 (請求・支払・引渡) 1. 第13条の検査に合格したときは、(以下略)	○下記条項に改定する。 第13条 (完成・確認) 1. 乙が工事を完成したときは、本契約の目的物の引き渡しに先立って、甲、乙が協議の上甲が工事の完成を確認する日を決定し、甲の立会いのもとに完成確認を行なうものとする。 第15条 (引渡しの条件) 1. 第13条の完成確認の実施後、(以下略) 第15の2条 (請求・支払・引渡) 1. 第13条の確認によって不具合等が確認されなかったときは、(以下略)
要請事項 3	第13条2項を、「前項の確認の結果、工事に瑕疵があったときは、乙はすみやかにこれを補修するものとし、補修の前に、補修箇所、補修方法、補修範囲、補修期限等を記載した書面を甲に交付して、甲の了承を得た上で補修を行うこととします。」との内容に是正することを要請します。 第13条 (完成、検査) 2. 検査の結果工事に瑕疵があったときは、乙はすみやかにこれを補修するものとします。なお、瑕疵が軽微であると乙が判断したとき、もしくは、補修工事の手配または施工についての相当の日数を要すると乙が判断したとき、乙は本契約の目的物の引渡し後においてこれを補修することができるものとします。	○下記条項に改定する。 第13条 (完成、確認) 2. 前項の確認の結果、工事に瑕疵があったときは、乙はすみやかに、これを補修するものとし、補修の前に、補修箇所、補修方法、補修範囲、補修期限等を記載した書面を甲に交付して甲の了承を得た上で補修を行うこととします。

別紙 甲・乙間の是正協議結果

要請事項 4	第 15 条 2 項の表現について、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（以下「品確法」）第 94 条 1 項は、全ての住宅の新築建設工事に適用されるので、その趣旨が発注者に正確に伝わる条項に是正することを要請します。 第 15 条（瑕疵担保責任等） 2. 本条の定めにかかわらず、この契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律第 94 条第 1 項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約に該当する場合、乙は第 14 条の引渡の日から 10 年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分として同法施工令第 5 条第 1 項および第 2 項に定めるものの瑕疵（構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除く。）について責任を負うものとします。	○下記条項に改定する。 第 17 条（瑕疵担保責任等） 1. この契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律第 94 条第 1 項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約に該当する場合、乙は第 14 条の引渡の日から 10 年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分の瑕疵（構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除く。）について責任を負うものとします。
要請事項 5	第 16 条 1 項を、「契約締結後であっても甲からの追加工事並びに設計・仕様の変更工事の申し出が可能であり、追加・変更後の工事内容・代金の合意事項は書面化し、甲・乙が署名または記名捺印とする」旨の内容に是正することを要請します。 第 16 条（工事内容の変更・中止・追加） 1. 甲は、本契約時以降は追加工事ならび設計および仕様の変更工事を申し出ないものとします。なお、やむを得ない事情が発生した場合には、甲はその旨を直接乙に申し出るものとし、乙がこれを認めた場合に限りその工事を行うものとします。	○下記条項に改定する。 第 18 条（工事内容の変更・中止・追加） 1. 契約締結後であっても、甲からの追加工事並びに設計・仕様の変更工事の申し出が可能であり、追加変更後の工事内容、代金の合意事項は書面化し、甲、乙が署名または記名捺印とする。

別紙 甲・乙間の是正協議結果

要請事項 6	第 17 条 1 項を、「次の各号により工期の変更・請負代金の変更が必要となった場合、変更内容について甲・乙協議し、変更した工期、請負代金の金額、支払時期について書面化する」旨の内容に是正することを要請します。 第 17 条（工期の変更、請負代金の増加） 1. 次の各号の一に該当する事態が発生し、それによって請負代金の変更または工期の変更が必要になった場合には、乙は甲に対してその請負代金または工期の変更を求めることができるものとし、甲は異議なくこれを承諾するものとします。なお、この場合甲は乙に対し、請負代金の支払時期の変更を請求できないものとする。 (1) 経済事情の変動、その他予期することのできない異常な事由の発生、または天災地変等の不可抗力により請負代金が明らかに不相当であると認められるとき。 (2) 一時中止した工事、または災害を受けた工事を続行する場合で請負代金が明らかに不相当であると認められるとき。 (3) 第 10 条第 4 項、第 16 条第 1・3 項に関する事態が発生したとき。 (4) 行政当局の審査により、建築確認申請書の内容に変更を受けたとき。 (5) 天候の長期にわたる不良、近隣に長期にわたる道路・水道・ガス工事その他工事の完成に影響すべき事態が発生したとき。 (6) 材料・機器の異常な入手難のため他のものを代替使用しようとするとき。 (7) 長期にわたる契約で、法令の制度・改廃、物価・賃金などの変動によって、この契約を結んだ時から 6 ヶ月を経過したのち工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。	○下記条項に改定する。 第 19 条（後期の変更、請負代金の増加） 1. 次の次号により、工期の変更、請負代金の変更が必要となった場合、変更内容について甲、乙協議し、変更した工期、請負代金の金額、支払い時期について書面化する。 （以下略）
-------------------	---	---

別紙 甲・乙間の是正協議結果

要請事項 7	第20条1項(3)の記載「請負代金の支払能力を欠くに至ったと乙が判断したとき」の記載を「請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき」とするよう要請します。また、同条同項(6)の記載「保全処分、強制執行、破産、和議、会社整理、会社更生等の申し立てがなされたとき」の記載を「保全処分、強制執行、破産、民事再生、会社整理、会社更生等の決定がなされ、支払能力を欠くことが明らかになったとき」とするよう要請します。 第20条(乙の中止権、解除権等) 1. 次の各号の一に該当する事態が発生した場合は乙は工事を中止または本契約を解除することができるものとします。 (1) 甲が建築用地を第2条の期日までに乙に提供できなかったとき。 (2) 天災地変、風水火災等の不可抗力等のため、乙が本契約の工事を行うことができないとき。 (3) 甲が請負代金の支払を遅延したとき、または請負代金の支払能力を欠くに至ったと乙が判断したとき。 (4) 甲が正当な理由もないのに関わらず、本契約に定める協議に応ぜず協議成立の見込みがないと乙が判断したとき。 (5) 乙の責に帰すことのできない事由による工事中止、または遅延の期間が工期の3分の1以上もしくは1ヶ月以上になったとき。 (6) 甲に対し、保全処分、強制執行、破産、和議、会社整理、会社更生等の申し立てがなされたとき。 (7) 甲が本契約に違反したとき。	○下記条項に改定する。 第22条(乙の中止権、解除権等) 1. (省略) (1) (2) (4) (5) (7) は (省略) (3) 甲が請負代金の支払を遅延したとき、または請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。 (6) 甲に対し、保全処分、強制執行、破産、民事再生、会社整理、会社更生等の決定がなされ、支払能力を欠くことが明らかになったとき。
-------------------	--	---

別紙 甲・乙間の是正協議結果

要請事項 8	第20条3項(1)の記述を「甲は本契約によって乙が既に支出した費用を負担するものとします。」から、「本契約によって乙が既に支出した費用について甲・乙協議し、甲の負担金額を決定する」旨の記載に是正するよう要請します。また、同条同項(2)の記述を「甲は本契約の出来形部分等および発注済の材料に対する請負代金相当額を負担するものとします。」から、「本契約の出来形部分等および発注済の材料に対する請負代金相当額について甲・乙協議し、甲の負担金額を決定する」旨の記載に是正するよう要請します。 第20条(乙の中止権、解除権等) 3. 本条第1項に基づいて乙が本契約を解除した場合には次の各号の定めに従うものとします。 (1) 第5条の着工日前において、乙が本条第1項第1・2・3・4・6・7号に基づいて本契約を解除した場合には、甲は本契約によって乙が既に支出した費用を負担するものとします。 (2) 第5条の着工日以降において、乙が本条第1項第2・3・4・5・6・7号に基づき本契約を解除した場合には、甲は乙に対し本契約の出来形部分等および発注済の材料に対する請負代金相当額を負担するものとします。	○下記条項に改定する。 第22条(乙の中止権、解除権等) 3. (省略) (1) 第5条の着工日前において、乙が本条第1項第1・2・3・4・6・7号に基づいて本契約を解除した場合には、本契約によって乙が既に支出した費用について甲・乙協議し、甲の負担金額を決定する。 (2) 第5条の着工日以降において、乙が本条第1項第2・3・4・5・6・7号に基づき本契約を解除した場合には、甲は乙に対し本契約の出来形部分等および発注済の材料に対する請負代金相当額について甲・乙協議し、甲の負担金額を決定する。
要請事項 9	第24条は「品確法」第94条に反するので削除することを要請します。 第24条(地盤の免責) 地盤軟弱等の原因により建築物の基礎・軸組・床・壁・屋根等(主要構造部)の構造耐力性能の低下による破損・傾き等が生じた場合、乙は当該対象部分について一切の責任を免れるものとします。	○当該条項は削除する。

別紙 甲・乙間の是正協議結果

要請事項 10	第 25 条の地盤改良ないし地盤補強の要否は、請負契約締結前に検討判断されるべき事項なので、削除することを要請します。 第 25 条（地盤改良） 建設用地の地盤について補強の必要が生じた場合は、甲の責務において地盤改良工事を行うものとし、この地盤改良工事にかかる費用は甲が負担するものとします。	○下記条項に改定する。 第 26 条（地盤調査・地盤改良） 1. 建設用地の地盤については甲の債務及び費用負担にて乙の責にて地盤調査を行う。地盤調査の結果、建設用地に地盤改良の必要が生じた場合には、甲の債務及び費用負担にて乙の責にて地盤改良を行う。 2. 地盤改良の費用については、見積書に示した概算額を乙は甲から預かることとし、地盤調査の結果、地盤改良費用が不足する場合は、甲は不足分を乙に支払う。また、地盤改良費用に余剰が生じたときは、乙は甲に対して余剰分を返金する。
要請事項 11	貴社「約款」に「瑕疵担保責任履行に関して講じる保証保険契約等の内容」を記載することを要請します。	○下記条項を新設する。 第 16 条（瑕疵担保責任の履行に関する特約） 乙は、本契約の目的物に関して、特定住宅瑕疵担保履行法に基づき、特定住宅建設瑕疵担保責任の履行を確保するため、以下のとおり住宅建設瑕疵担保保険に加入する。 保険法人 株式会社 日本住宅保証検査機構
要請事項 12	甲が異議なく承諾する旨（第 10 条 4 項、第 11 条 4 項、第 16 条 3 項）、承諾を強制される旨（第 6 条 1 項、第 8 条）、乙が一方的判断にして甲が従うこととされる旨（第 3 条 2 項但し書き、第 9 条 2 項、第 11 条 3 項、第 15 条 6 項、第 22 条 2 項・3 項、第 27 条 1 項）を記載した以下の各条項は、甲・乙協議する旨の内容に是正することを要請します。 第 3 条（権利義務の譲渡等）*（該当箇所は、但し書きの契約目的物の担保提供について） 2. 甲および乙は、互いに相手方の書面による承諾を得なければ、請負代金の支払いが完了するまでの間に本契約の目的物または工事材料を第三者に譲渡し、もしくは抵当権その他の担保目的に供することはできないものとします。但し、請負代金支払期日以降、万一甲の乙に対する残債務があり、乙が要求するときは、甲は直ちに乙の認める条件で、残債務の弁済を担保するために、本契約の目的物に抵当権等を設定するものとします。	○下記条項に改定する。 第 3 条（権利義務の譲渡等） 2.前略.但し、請負代金支払期日以降、万一甲の乙に対する残債務がある場合、乙は残債務の弁済を担保するために、甲、乙協議のうえ本契約の目的物に抵当権等を設定することができる。

別紙 甲・乙間の是正協議結果

要 請 事 項 12	第6条（下請負） 1. 甲は、乙が乙の指定する建築業者に、本契約に基づく工事の施工を分割して請け負わせること、および工事の施工について乙が必要と認めた場合を除き、下請負人の変更を乙に請求できないことを承諾するものとします。 第8条（工事材料および施工労力） 乙は、工事に要する材料および労力を全て自己の責任において調達するものとし、甲は乙に対して工事材料および施工労力の変更を請求できないことを承諾するものとします。 第9条（損害の防止） 2. 前項の処置が通常の範囲を超えるため、過大に費用がかかり請負代金に含むことが適当でないと乙が認めた費用は甲が負担するものとします。 第10条（第三者との紛議） 4. 前項の場合、乙はその施工にあたり通常の注意を払っても、前項の措置を要した場合、その費用は甲の負担とするとともに工期の延長を求めることができ、甲は異議なくこれを承諾するものとします 第11条（第三者損害、施工一般の損害） 3. 本条第1項の損害の金額は、乙の査定によって定めるものとします。なお、乙または甲が付保する火災保険その他損害を補填するものがあるときは、その保険金を損害の補填に充当するものとします。 4. 本第1項の損害が発生したときは、乙は甲に対して必要に応じて工期の延長を求めることができ、甲はその工期延長について異議なくこれを承諾するものとします。 第15条（瑕疵担保責任等） 6. 乙は、前項の瑕疵が軽微であるにも関わらず、補修に過大の費用を要すると認めたときには、補修に要する費用を甲に対して支払うことにより、補修の責を	第6条（下請負） 1. 甲は、乙が乙の指定する建築業者に、本契約に基づく工事の施工を分割して請け負わせること、および工事の施工について乙が必要と認めた場合を除き、下請負人の変更は甲、乙協議のうえ決定する。 第8条（工事材料および施工労力） 乙は、工事に要する材料および労力を全て自己の責任において調達するものとし、甲は乙に対して工事材料および施工労力の変更は甲、乙協議のうえ決定する。 第9条（損害の防止） 2. 前項の処置が通常の範囲を超えるため、過大に費用がかかり請負代金に含むことが適当でないと乙が認めた費用は甲、乙協議のうえ決定する。 第10条（第三者との紛議） 4. 前項の場合、乙はその施工にあたり通常の注意を払っても、前項の措置を要した場合、その費用は甲の負担とするとともに工期の延長を求めることができ、甲、乙協議のうえ決定する。 第11条（第三者損害、施工一般の損害） 3. 本条第1項の損害の金額は、乙の査定によって定めるものとします。なお、乙または甲が付保する火災保険その他損害を補填するものがあるときは、その保険金を損害の補填に充当することを甲、乙協議のうえ決定する。 4. 本第1項の損害が発生したときは、乙は甲に対して必要に応じて工期の延長を求めることを甲、乙協議のうえ決定する。 第17条（瑕疵担保責任等） 5. 乙は、前項の瑕疵が軽微であるにも関わらず、補修に過大の費用を要
-----------------------------------	---	---

別紙 甲・乙間の是正協議結果

要請事項 12	免れるものとします。なお、この場合の費用は乙の査定した金額によるものとします。 第 16 条（工事内容の変更・中止・追加） 3. 次の各号の一に該当する事態が発生し、それによって工事内容の変更もしくは追加をせざるを得ないと乙が認めた場合は、乙は甲に対してその工事内容の変更または追加を求めることができるものとし、甲は異議なくこれを承諾するものとします。 第 22 条（建築確認申請が受けられない場合の特例） 2. 建築確認申請の確認が着工予定日の 20 日前までに受けられないときは、その着工予定日を延期することができます。 3. 建築確認申請の確認が受けられない、または受けられないと乙が判断した場合、甲または乙は本契約を解除することができるものとします。 第 27 条（契約の有効期間） 1. 本契約は、本契約日から 180 日間を有効期間とし、それまでに乙の責に帰すことのできない事由により着工できなかった場合は、乙の請求により失効するものとします。	すると認めたときには、補修に要する費用を甲に対して支払うことにより、補修の責を免れるものとします。なお、この場合の費用は甲、乙協議の上決定する。 第 18 条（工事内容の変更・中止・追加） 3. 次の各号の一に該当する事態が発生し、それによって工事内容の変更もしくは追加をせざるを得ないと乙が認めた場合は、乙は甲に対してその工事内容の変更または追加を求めることができるものとし、甲、乙協議のうえ決定する。 第 24 条（建築確認申請が受けられない場合の特例） 2. 建築確認申請の確認が着工予定日の 20 日前までに受けられないときは、その着工予定日を甲、乙協議のうえ決定する。 3. 建築確認申請の確認が受けられない、または受けられないと乙が判断した場合、甲、乙協議のうえ本契約の解除を決定する。 第 28 条（契約の有効期間） 1. 本契約は、本契約日から 150 日間を有効期間とする。それまでに乙の責に帰すことのできない事由により着工できなかった場合は、甲、乙協議のうえ決定する。
--------------------	--	--